

新潟県で一定規模以上の小売店舗に義務付けられている交通流動予測について

○新潟県では、店舗の周辺交通への影響の把握や交通渋滞を緩和する対策の検討などのために、準備書の提出に先行して、大規模小売店舗のうち店舗面積2万平方メートル以上の物件等に市販のシミュレーションソフトを用いた交通流動予測を義務づけています。

○交通流動予測シミュレーションの対象となるケースは以下のとおりです。

- ・店舗面積が2万平方メートル以上の新設店舗
- ・店舗面積が2万平方メートル以上になる増床
- ・その他、県が特に必要と認めるとき

○交通流動予測の流れは以下のとおりです。

- 1) 出店予定地周辺で交通量調査を実施します。
- 2) 交通量調査結果に基づいて、以下の3段階についてシミュレーションソフトによる交通流動予測を行い、店舗の開店による影響や交通対策の効果を予測します。
 - ① 現況（シミュレーションソフトの再現精度を確認）
 - ② 開発後（交通対策を実施しない場合）
 - ③ 開発後（交通対策を実施する場合）※ ②と③の比較により、交通対策の効果を予測します。
- 3) 県商業振興課や道路管理者、交通管理者、地元市町村による交通流動予測検討会を開催し、交通対策の効果により渋滞等の問題が解決されるかを検討して、解決されない問題がある場合は対策の再検討→再予測を繰り返します。
- 4) 問題解決後に大店立地法手続きの準備書を提出します。